

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和2年度)

(産業建設部 都市整備課)

計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。																					

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づき41件(建築物11件、工作物26件、開発行為等4件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせて6月1日号の広報掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布し、また関係機関(県、民間審査機関、三重県建設労働組合亀山支部等)へも配布を行った。</p> <p>太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインを策定した。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>景観計画のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図った。</p> <p>太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの策定により、近年増加している太陽光発電施設の設置に関して、景観に配慮するよう指導を行う体制ができた。(令和2年度 届出1件)</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 魅力的な都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>



反省点・課題	<p>景観計画策定から期間が経過し、より進んだ景観形成基準の策定、新たな重点地区、推進地区の指定を検討していく必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>景観重要建造物の指定等を実施し、地域住民の景観についての意識向上を図り、合意形成により新たな地区指定を図っていく。</p> <p>また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」と連携し、景観重要建造物等の維持・保全による良好な景観の創出に努める。</p>
--------	--